

令和5年度 第2回 京都府立医科大学附属病院監査委員会報告書

京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院監査委員会規程（以下「病院監査委員会規程」という。）第3条第1項により監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法

病院監査委員会規程第3条第1項により、京都府立医科大学附属病院における医療安全に係る業務の状況について、病院長、医療安全推進責任者等からの説明及び資料の提出、質疑応答等の方法によって、監査委員が監査を実施

2 監査委員

委員長 松村 由美（京都大学医学部附属病院医療安全管理部教授）
委員 平野 哲郎（立命館大学法科大学院法務研究科教授）
委員 清水 智治（滋賀医科大学医学部附属病院医療安全管理部教授）
委員 秋篠 憲一（同志社大学名誉教授）

3 監査の実施日

令和6年3月11日（月）13時1分～14時59分

4 監査の実施場所

京都府立医科大学管理棟5階 大会議室

5 監査実施事項

<審議事項>

- (1) 死亡事例の報告について
- (2) アクシデントへの対応について
- (3) 医薬品の安全管理対策について
- (4) 医療機器の安全管理対策について
- (5) 患者満足度調査結果の院内での活用について

<報告事項>

・医療安全推進部活動報告

- (1) RRS（院内迅速対応システム）に関する取組について
- (2) インフォームド・コンセントへの取組について
- (3) インシデントレポート報告数（令和6年1月）
- (4) 死亡患者数（令和5年8月～令和6年1月）
- (5) 医療安全研修会について
- (6) 院内の医療安全啓発活動について
- (7) その他

6 監査の結果

審議事項の5件について、次のとおり、いずれも適切に医療安全の取組がなされていることが確認できた。

(1) 死亡事例の報告について

2事例について病院側から経過の説明を受けた。

委員から、電子カルテ上のインフォームド・コンセント記録欄の記載だけから、インフォームド・コンセントについての患者の理解度を判断するのは難しいので、リスクの高い事例に絞ってでも、患者の理解を深めるためにもインフォームド・コンセントをする際に録画や録音を取り入れ、患者と共有してはどうかとの意見があった。

(2) アクシデントへの対応について

2事例について病院側から経過の説明を受け、適正に対応していることを確認した。

特に左右誤認事例を受けてマニュアルに明文化したマーキング方法が適切か、意見交換がなされた。

(3) 医薬品の安全管理対策について

薬剤部の取組について病院側から説明を受け、適正に行われていることを確認した。

(4) 医療機器の安全管理対策について

臨床工学部の取組について病院側から説明を受け、適正に行われていることを確認した。

(5) 患者満足度調査結果の院内での活用について

医療サービス課の取組について病院側から説明を受け、適正に行われていることを確認した。

報告事項については、各委員からの質問に対して病院側が回答する形式で、インフォームド・コンセントへの取組などの説明を受けた。

委員から、インフォームド・コンセントについて患者に正確に理解してもらうために、電子カルテ上のインフォームド・コンセント記録欄の必要な箇所を印刷したものを患者に渡すことを検討してはどうかとの意見があった。